

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（案）」に関する意見

2013年（平成25年）1月7日

日本弁護士連合会

1 意見の趣旨

「2 告示の内容」中「継続的」の次に、「（周期的又は断続的な場合を含む。）」を加えるべきである。

2 意見の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が適用の対象とする「障害者」とは、傷病等による一時的な機能障害ではなく、継続的な機能障害の存在を前提としている。

しかしながら、難病等に起因する機能障害は、治療困難であることから完治することはないものの、日によって症状が異なったり、寛解と増悪を繰り返しながら徐々に悪化したりするなど、疾病によって惹起される機能障害が周期的、断続的である点が大きな特徴である。それゆえこれまで同法における「障害者」とされなかった経緯がある。このため、障害者基本法第2条が改正され、この度の告示と同様の表現で障害者の定義がなされた際には、国会審議において、「継続的」の中に「周期的」「断続的」な特徴を有する難病等も含まれることが確認されている。

本件告示は、まさに難病等の定義に直接係る条文であること、「継続的」という用語の解釈にはこのような経緯があることに鑑みれば、今回「告示の内容」として提示されている案につき、さらに「周期的」「断続的」という文言を加え、かかる性質も含む趣旨であることを明示すべきである。